

1. 対象事業者に関する解説

（論点1-1）

○産業用モータが組み込まれた別の機械の使用者は、規制対象事業者に該当するか。

（解説1-1）

○産業用モータの製造又は輸入の事業を行う者が規制対象事業者となります。産業用モータが組み込まれた別の機械の使用者は、規制対象事業者には該当しません。

（論点1-2）

○産業用モータを委託により製造している場合には、委託元と委託先のどちらにエネルギー消費効率等の測定や表示の義務が課せられるのか。

（解説1-2）

○委託による製造又は輸入の場合は、委託元が部品、材料及び設計の仕様等に関する実質的な指示を行うことが一般的であることから、原則として委託元が規制対象事業者となります。なお、省エネ法上、産業用モータの製造又は輸入（以下、製造等という。）の委託を行った者となる「委託元」とは、産業用モータの製造等を発注する者が、当該モータに係る「部品、材料、設計の仕様等」のようないわゆる設計仕様に関する実質的な指示を行い製造等を依頼する場合と考えます。産業用モータの製造等を発注する者が当該モータの「部品、材料、設計の仕様等」を指示せずに「電圧、周波数、塗色、外被構造等」のいわゆる購入仕様の指示のみを行う場合は産業用モータの「委託元」にはなりません。

（論点1-3）

○産業用モータの製造を自社で行い、当該モータを組み込んだ別の機械も自社で製造して出荷している場合は、規制対象事業者に該当するか。

（解説1-3）

○製造した産業用モータを自社の別の機械の部品としてのみ使用している場合には、規制対象事業者には該当しません。ただし、産業用モータを自社の別の機械として使用する以外に、何らかの形で別の法人に出荷している場合には、当該出荷分について産業用モータの製造事業者として規制対象事業者になります。

なお、修繕用途等における内製産業用モータの単品販売、海外製産業用モータの単体輸入を行う場合は、規制対象となります。

（論点1-4）

○産業用モータの製造又は輸入の事業を親子など関係会社間で実施している場合、規制対象事業者¹に該当する²のか。(例：親会社が国内で産業用モータを製造し、子会社が産業用モータを購入し、別の機械に組み込んで国内に出荷する場合)
(解説 1-4)

○省エネ法上、親子など関係会社の場合であっても法人単位で解釈しますので、自社と関係会社は別の事業者となります。ご質問の「例」の場合、産業用モータを製造している親会社は産業用モータの製造事業者として規制対象事業者¹に該当します。

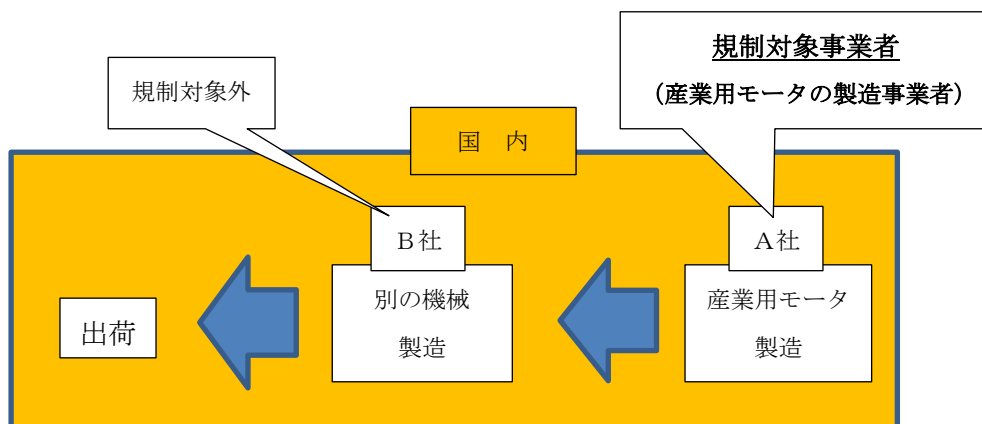
(論点 1-5)

○産業用モータの製造又は輸入の事業を行う者は、どのような場合に規制対象事業者¹に該当する²のか。

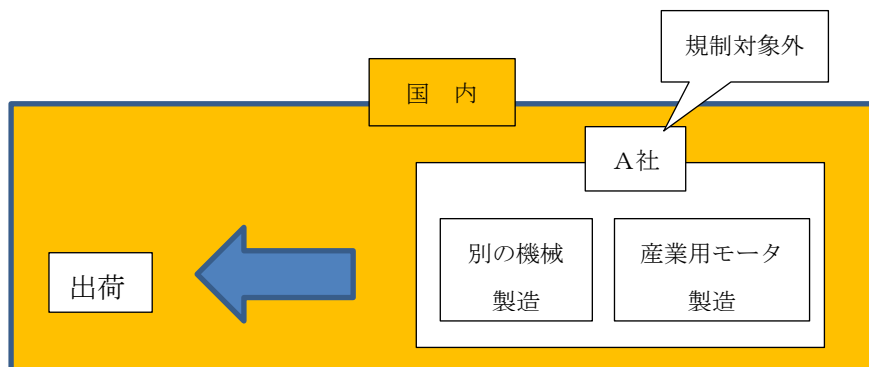
(解説 1-5)

○具体的な規制対象事業者の事例について紹介します。

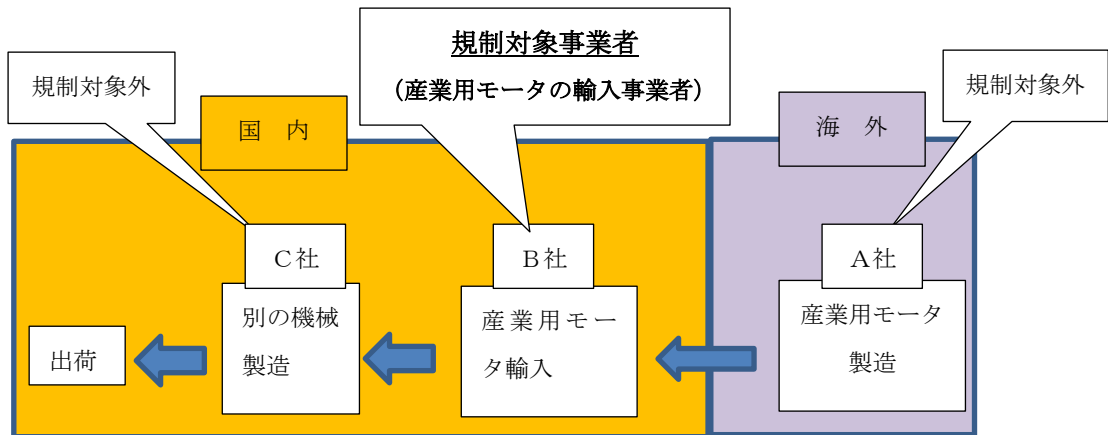
【ケース 1】国内で産業用モータを製造したA社がB社にモータを出荷するケース



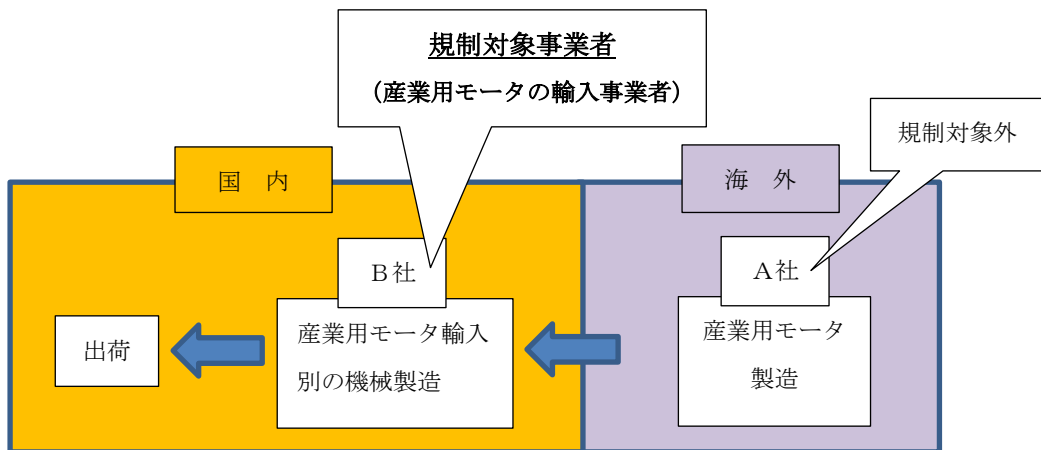
【ケース 2】国内で製造した産業用モータを同一事業者（A社）が別の機械に組み込んで出荷するケース（内製化）



【ケース3】 海外のA社で製造された産業用モータを国内のB社が輸入し、国内のC社が別の機械に組み込んで出荷するケース

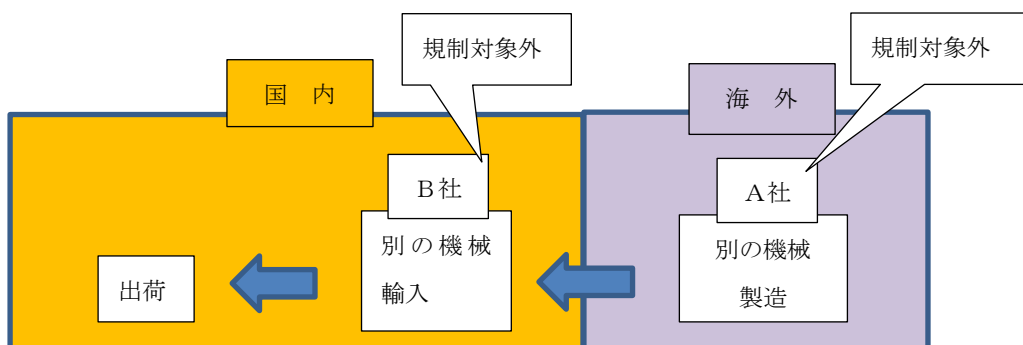


【ケース4】 海外のA社で製造された産業用モータを国内のB社が輸入し、別の機械に組み込んで出荷するケース



※ケース4において、国内出荷時期は、輸入した産業用モータを組み込んだ別の機械の国内出荷時期とする。

【ケース5】 海外のA社で製造された産業用モータが組み込まれた別の機械を国内のB社が輸入し出荷するケース



(論点 1 - 6)

○産業用モータが組み込まれた機械の製造・輸入事業者は規制対象事業者には該当しないとのことだが、取組の方針などは示されていないのか。

(解説 1 - 6)

○省エネ法第 3 条に基づき、経済産業大臣は、エネルギーの使用の合理化等に関する基本方針を定めています。この基本方針の「第一 エネルギーの使用の合理化のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項」の「十 エネルギー消費機器等の製造事業者等が講ずべき措置」において、以下が規定されています。

(1) エネルギー消費機器等の製造の事業を行う者は、その製造に係るエネルギー消費機器等につき、製品開発、設計、試作、量産の各段階においてエネルギー消費性能等の向上に力点を置いた事業活動を展開するとともに、需要家の実情に応じたエネルギー消費機器等の効率的な使用を可能とする技術の開発及び導入に努めるものとする。

(2) エネルギー消費機器等の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、よりエネルギー消費性能等が優れ、かつ、より効率的な使用が可能となる製品の比率が向上するよう、消費者の適正な選択に資する情報の提供その他所要の措置を講ずるものとする。

また、総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会三相誘導電動機判断基準小委員会の最終取りまとめ報告書（平成 25 年 6 月）の「3. 省エネルギーに向けた提言等」において、「(3) 三相誘導電動機が組み込まれた機械の製造・輸入事業者の取組」として以下が提言されています。

①エネルギー消費効率の優れた三相誘導電動機を組み込んだ機械の製造・輸入に努めること。

②エネルギー消費効率の優れた三相誘導電動機が組み込まれた機械の普及を図る観点から、対象機械のカタログや取扱説明書のほかにも、使用者の機械の選定にあたり製造事業者等が提示する資料の見やすい箇所に三相誘導電動機のエネルギー消費効率についても記載するなど、購入者が省エネ性能の優れた三相誘導電動機が組み込まれた機械を選択できるよう適切な情報の提供に努めること。

産業用モータが組み込まれた機械の製造・輸入事業者におかれても、これらの基本方針及び提言を踏まえ、省エネルギーに向けた取組が行われるようお願いいたします。

(論点 1 - 7)

○産業用モータの使用者は規制対象事業者には該当しないとのことだが、取組の方針などは示されていないのか。

(解説 1 - 7)

○省エネ法第3条に基づき、経済産業大臣は、エネルギーの使用の合理化等に関する基本方針を定めています。この基本方針の「第一 エネルギーの使用の合理化のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項」の「十二 エネルギー消費機器等の使用者が講ずべき措置」において、以下が規定されています。

○エネルギー消費機器等の使用者に対し、「その導入に当たって、エネルギー消費性能等が優れ、かつ、効率的な使用が可能となるものを可能な限り選択するとともに、適正な管理によるエネルギー消費機器等の性能の維持、無用なエネルギー消費の防止等を通じ、当該エネルギー消費機器等の効率的な使用を図るものとする。」

また、総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会三相誘導電動機判断基準小委員会の最終取りまとめ報告書（平成25年6月）の「3. 省エネルギーに向けた提言等」において、「(4) 使用者の取組」として以下が提言されています。

○「三相誘導電動機単体」又は「三相誘導電動機が組み込まれた機械」の購入の際には、エネルギー消費効率の優れた三相誘導電動機又はそれが組み込まれた機械の選択に努めるとともに、その使用にあたっては、適切且つ効率的な使用により省エネルギーを図るよう努めること。

産業用モータが組み込まれた機械の使用者におかれても、これらの基本方針及び提言を踏まえ、省エネルギーに向けた取組が行われるようお願いいたします。

2. 対象範囲に関する解説

(論点2-1)

○省エネ法施行規則に規定されている「製品（輸出用のものを除く。）に組み込まれているものであって、分離して法第80条第1号に規定する特定機器のエネルギー消費効率が測定できないもの」とは具体的にはどのような製品が該当するのか。

(解説2-1)

○分離可能性については、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会三相誘導電動機判断基準小委員会最終取りまとめ（平成25年6月28日）」の参考2において、電気チェンブロック、電動ウィンチの例を示し、「動力を用いる側と動力を発生させる側（電動機側）のケーシングが一体となっている機械で、その機械を製造する際、電動機側について、電動機を構成する部品から組み立てるもの（電動機を単体（一体型）として組み込むタイプではないもの。）」（は適用除外）との考え方が示されております。

すなわち、モータを組み込んだ機械の製造工程の中にモータの製造工程が組み込まれており、モータの形で流通することがないような場合に限り、適用除外とする。モータの形で流通が想定されている場合には、分離可能と解釈し、適用除外には当たらない。

(論点2-2)

○省エネ法における産業用モータの対象範囲はどのように判断するのか。

(解説2-2)

○省エネ法施行令第21条第27号及び同法施行規則の第48条第25項各号を参照頂き、規制の対象になるかどうかを適切に判断頂ければと思います。なお、省エネ法上、産業用モータの実際の使われ方によって判断するというのではなく、産業用モータ設計時の定格の運転条件で判断することになります。

・エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S54/S54SE267.html>

・エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S54/S54F03801000074.html>

併せて、参考として以下の報告書も参照頂ければと思います。

・総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会三相誘導電動機判断基準小委員会最終取りまとめ報告書（平成25年6月）

http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/shou_energy_kijun/sansou_yudou/report_00_01.pdf

3. 目標年度に関する解説

(論点3-1)

○目標年度以降は目標基準値を満たした産業用モータしか出荷できないのか。

(解説3-1)

○目標年度以降、国内向けに出荷する産業用モータのエネルギー消費効率を区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が目標基準値を下回らないようにしていただく必要がありますが、必ずしも出荷する全ての産業用モータが目標基準値を満たす必要はありません。

4. 区分に関する解説

(論点4-1)

○産業用モータの区分設定は、国内外の他の制度と整合が図られているのか。

(解説4-1)

○産業用モータで設定された周波数及び定格出力で区分する方法は、国際電気標準会議規格（IEC）及び日本工業規格（JIS）と整合が図られています。

具体的には、周波数及び定格出力で区分する方法は、IECやJISとも整合が図られております。また、IECやJISではさらに極数による区分を行っているのに対し、省エネ法上では、省エネルギーを最大限進める観点から、区分の範囲は可能な限り広範囲で設定することが好ましいため、4極を基準として2極、6極については補正係数を設定し評価を行うこととされましたが、補正係数の設定にあたっては、IECやJISで規定されているIE3の効率値の比率を用いて算出しています。

5. 目標基準値に関する解説

(論点5-1)

○産業用モータを製造又は輸入する場合、目標基準値を満たした産業用モータでなくてはならないのか。

(解説5-1)

○目標年度以降、国内向けに出荷する産業用モータのエネルギー消費効率を区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が目標基準値を下回らないようにしていただく必要がありますが、必ずしも出荷する全ての産業用モータが目標基準値を満たす必要はありません。

(論点5-2)

○I E 1やI E 2モータのように目標基準値を満たさない産業用モータは、目標年度以降なくなってしまうのか。

(解説5-2)

○省エネ法に基づくトップランナー制度は、目標年度以降、国内向けに出荷する産業用モータのエネルギー消費効率を区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が目標基準値を下回らないようにしていただくものであり、目標基準値を満たさない産業用モータの製造・輸入を禁止する規制ではありません。

ただし、産業用モータの製造・輸入事業者がどのようにして規制に対応するかについては、それぞれの事業者によりますので、関係する産業用モータの製造・輸入事業者にご相談ください。

6. エネルギー消費効率及びその測定方法に関する解説

(論点6-1)

○エネルギー消費効率を算定するにあたり、どのような測定方法を用いるのか。
また、その測定は誰が行うのか。

(解説6-1)

○省エネ法上、産業用モータのエネルギー消費効率の測定は、日本工業規格（以下「JIS」という。）C4034-2-1（2011）「回転電気機械―第2-1部：単一速度三相かご形誘導電動機の損失及び効率の算定方法」に規定する不確かさ「低」の試験方法によることとされております。なお、実際の試験を誰が行うかについては特段の規定はありません。

ただし、測定の実施及び結果の責任は、規制対象事業者である産業用モータの製造事業者又は輸入事業者が負うこととなります。

7. 表示事項に関する解説

(論点7-1)

○全ての産業用モータの製造事業者に表示の義務が課せられているのか。

また、表示の義務に違反した場合は、どのような罰則措置が執られるのか。

(解説7-1)

○表示については、全ての産業用モータの製造又は輸入の事業を行う者に義務が課せられております。

違反したと認められる場合は、省エネ法第81条(表示に関する勧告及び命令)の規定に基づき、経済産業大臣が当該産業用モータの製造又は輸入の事業を行う者に勧告を行い、さらに、これに従わなかった際には、その旨の公表、勧告に従うべき旨の命令の措置等を執ることになります。

また、省エネ法第95条の規定に基づき、命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処されることになります。

(論点7-2)

○産業用モータにラベリング制度はあるのか。

(解説7-2)

○産業用モータについては、省エネ法及び「交流電動機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成26年10月経済産業省告示第218号)において、エネルギー消費効率等の表示事項等が定められているほか、JIS C 9901により「eマーク」(いわゆる省エネルギーラベル)が制定されています。

8. 省エネルギーに向けた提言等に関する解説

(論点8-1)

○総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会三相誘導電動機判断基準小委員会の最終取りまとめ報告書の「3. 省エネルギーに向けた提言等」において、「(3) 三相誘導電動機が組み込まれた機械の製造・輸入事業者の取組」として、以下が提言されているが、これに拘束力はあるのか。

①エネルギー消費効率の優れたモータを組み込んだ機械の製造・輸入に努めること。

②エネルギー消費効率の優れたモータが組み込まれた機械の普及を図る観点から、対象機械のカタログや取扱説明書のほかにも、使用者の機械の選定にあたり製造事業者等が提示する資料の見やすい箇所にモータのエネルギー消費効率についても記載するなど、購入者が省エネ性能の優れたモータが組み込まれた機械を選択できるよう適切な情報の提供に努めること。

(解説8-1)

○法的な拘束力はありませんが、産業用モータが組み込まれた別の機械の使用者におかれても、この提言の趣旨を踏まえ、省エネルギーに向けた取組が行われるようお願いいたします。

9. その他

(論点9-1)

○産業用モータの報告徴収は、いつ、どのように実施されるのか。

(解説9-1)

○これまでの報告徴収の場合、目標年度の翌年度の4月～6月頃に経済産業省から下記HPに掲載されている書式にて報告を求め、60日を期限として提出頂いており、産業用モータの場合も同様とすることを考えております。また、報告徴収の実施に当たっては、経済産業省より産業用モータの製造事業者等に対して報告を求めることとなります。

(報告徴収の書式例)

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/tokuteikiki/

(論点9-2)

○産業用モータに罰則等はあるのか。

(解説9-2)

○省エネ法上、産業用モータについては、以下の罰則があります。

性能の向上については、目標年度である2015年度以降、基準を達成しなかった事業者に対し、未達成となった理由や効率改善に向けた今後の対応を報告させ、仮に当該対応によっても効率改善が不十分な場合には、経済産業大臣が勧告を行い、更に本勧告に従わなかった場合には事業者名の公表、命令といった措置が行われることとなります。また、命令に従わなかった場合には100万円以下の罰金に処することとなります。

なお、省エネ法では全ての製造事業者等に対して目標年度に基準を達成するようエネルギー消費効率の向上を義務付けていますが、勧告以降の措置は産業用モータの年間の生産量又は輸入量が1500台以上の製造事業者等について行われることとなります。

表示については、施行日である2015年4月1日以降、表示をしていないと認められる事業者に対し、経済産業大臣が勧告を行い、更に本勧告に従わなかった場合には事業者名の公表、命令といった措置が行われることとなります。また、命令に従わなかった場合には100万円以下の罰金に処することとなります。